

姫路市北地域包括支援センター(担当校区:砥堀・船津・山田・豊富)

# ほうかつだより (令和6年度第2号)

電話(079)264-6153

## 生活支援体制検討会議

高齢になり支援が必要になっても、住み慣れた地域で生活し続けることができるように、地域住民で話し合う場が生活支援体制検討会議です。



4/26



5/13

### 砥堀

「知って理解！認知症の世界」

〇×問題や寸劇を通して認知症について正しく理解し、対応を学びました。

### 船津

「いつまでも、船津町で自分らしく」

地域の現状や高齢者のための様々な生活支援について学び、地域のつながりに関する意見を出し合いました。



6/25



7/21

### 山田

「高齢化を楽しもう」

地域の現状や高齢者のための様々な生活支援について学び、寸劇を通して地域のつながりに関する意見を出し合いました。



8/4

### 豊富

「認知症サポーターになろう」

認知症について正しく理解し、対応を学びました。寸劇では出席者にご参加頂きました。



8/9

公民館講座の場や民生委員さんの集まりの場などを活用し、各地区で取組まれています！

## 4地区合同

「支援者としてのつながり作り 専門職とタッグを組もう 第2弾！！」

昨年度は民生委員さんと専門職の連携を深め、今年度は5つのグループに分かれグループワークを行いました。事例を通して、それぞれの立場ではどう対応するか、「あったらいいな」という仕組み、助け合いについて意見を出し合いました。



6/29



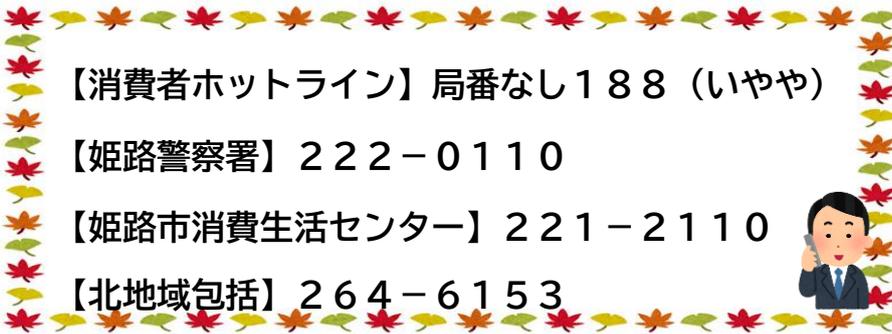
# 気をつけて！

## 不審な電話 不審な訪問



「不用品はありませんか？」「なにか売るものはありませんか？」

- ・ 突然の訪問で買い取りすることは禁止されています。突然訪問してきた業者は家に入れないでください。
- ・ 事前に連絡があった場合、その時に買い取りを承諾した物品以外を売ることはやめましょう。
- ・ 「貴金属はないか」など当初と違う物品を求められた時は、きっぱりと断りましょう。
- ・ 訪問買い取りの契約は、契約書面(物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ制度について書かれた書面)を受け取ってから8日間は原則無条件で契約を解除することができます。(クーリング・オフ)
- ・ 業者と連絡が取れないという相談も多いので、契約書面や名刺は必ずもらいましょう。



【消費者ホットライン】局番なし188 (いやや)

【姫路警察署】222-0110

【姫路市消費生活センター】221-2110

【北地域包括】264-6153

困ったときは、一人で悩まずご相談ください。



## 姫路市北地域包括支援センター

(姫路市より社会福祉法人姫路市社会福祉協議会が受託し運営しています)

〒670-0802 姫路市砥堀428

(中央保健センター北分室内)

TEL (079)264-6153

FAX (079)264-1512

平日(月曜日～金曜日)  
午前8時35分～午後5時20分

